介護サービス事業者 様

静岡市長 難波 喬司 (保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課)

令和6年度介護施設防災改修等にかかる補助の協議申し込みについて (通知)

介護保険施設防災改修等事業(防災改修(大規模修繕等)、非常用自家発電設備整備、水害対策強化、給水設備整備等)について、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した補助の申し込みを下記のとおり受け付けます。補助を希望する場合は、連絡期限までに連絡をいただき、提出期限までに提出書類の提出をお願いします。

なお、特別養護老人ホームについては、所管が市高齢者福祉課となるため、市高齢者福祉課高齢者支援係(054-221-1201)までお問合せください。

記

1 補助対象年度 令和6年度

国から令和5年度の追加協議があった場合は、今回の申込分を令和5年度追加協議分とさせていただき、申込書をいただいている各事業者にご連絡し、対応していただくことがあります。

令和6年度分は令和6年秋以降、令和5年度追加協議分は令和6年4月から実施いただく予定です。

また、国の事業内容により申込みいただいた補助事業の内容が変更になった場合は、個別に連絡させていただきます。

2 補助対象事業及び補助協議単価等

(別紙) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表のとおり

(令和5年度当初の内容で掲載しています。内容が変わることがありますので、ご承知おきください。)

3 連絡期限

協議申込を予定している事業者は、**令和5年7月27日(木)**までに、介護保険課(054-221-1088) までご連絡ください。

4 提出書類

- (1)協議申込書
- (2) 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)、パンフレット
- (3) 見積書の写し ※2者以上から見積を徴取すること
- (4)補助対象面積確認シート【併設事業所と一体的な整備の場合】
- ※ 提出書類の様式については、次のHPのリンクよりダウンロードしてください

https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000001_00166.html

5 提出方法

郵送又は電子メール

6 提出期限

令和5年8月25日(金)17時(必着)

7 その他

- (1) 本交付金は施設整備に対する補助であるため、工事を伴わないポータブル (可搬) 型の非常 用自家発電機の購入などの施設に付帯する工事を伴わない内容は自家発に限らず対象外です。
- (2) 大規模修繕等における冷暖房設備の設置等については、いわゆる壁付のエアコンは、備品になるため施設の修繕には該当しないので交付金対象外となります。
- (3) 非常用自家発電設備整備、給水設備の整備事業については、国の採択方針に基づき、福祉避難所に指定されている施設等が優先的に採択されます。

8 注意事項

- (1) 国の交付金を活用するため、国の審査結果等により補助を受けられない場合があります。
- (2) 国の内示が得られ市の予算が成立することが条件となりますので、書類の提出をもって補助が確約されるものではありません。補助事業が実施できるようになりましたら、補助金の手続

きをご案内いたしますので、それまでは工事業者との契約、入札、工事着工は行わないようご 注意ください。

- (3) 補助対象となった場合、補助金は工事完了後に交付されます。
- (4) 当該交付金を活用する場合、事業を行うために締結する契約については、契約金額により、 市の競争入札参加資格者名簿に登録された業者による入札を行うなど、市が行う契約手続の取 扱いに準拠していただきます。
- (5)補助対象となった整備については、耐用年数の満了前に事業所の廃止や移転等がされた場合には、残存年数に応じた補助金の返還が発生する場合があります。
- (6)整備にあたっては、建築基準法関係法令、消防法関係法令等を遵守のうえ、必要に応じて関係部署との調整をお願いします。
- (7) 令和6年度予算による補助のため、令和7年3月末までに工事を完了することが条件です。

【問合わせ先・書類提出先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部

介護保険課 事業者指導第1係 古屋・鈴木

電話:054-221-1088

e-mail: <u>kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp</u>